

科目 1 : 建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識 1 (配点 : 10点)

問1、「建築物石綿含有建材調査」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 書面調査、目視調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合は、建物調査報告書の作成を省略することが出来る。
- イ 建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」、「維持管理のための建築物調査」の3種類がある。
- ウ 令和4年4月から、解体工事部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事は、工事開始前までに、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない。
- エ 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1、2、3、石綿含有仕上塗材に該当する全ての建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。

問2、「石綿の定義、種類、特性」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 石綿の特性として、引張りに強く、摩擦・摩耗にも強い点がある。
- イ 石綿の特性として、電気を通しにくいこと、細菌・湿気に強い点がある。
- ウ アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿として使用され、アモサイトは石綿セメント管にも多く使用された。
- エ レベル1の石綿は、もっとも飛散性が高い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれる。

問3、「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1.鼻腔」→「2.咽頭」→「3.気管」→「4.気管支」→「5.細気管支」→「6.肺胞」である。
- イ 中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強く、最も潜伏期間が長いことが知られている。
- ウ 石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水などがあるが、びまん性胸膜肥厚はこれに該当しない。
- エ 各種環境における石綿濃度を把握することも、調査者にとって重要である。

問4、「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 石綿等を取り扱う工場等の敷地境界における石綿粉じん濃度は、大気汚染防止法において、規制基準として、10f/Lが定められている。

- イ 石綿累積ばく露量(石綿濃度×石綿ばく露期間)と、石綿関連疾患の発症には相関がある。
- ウ 中皮腫とは、中皮細胞の存在する胸膜、腹膜、心膜、精巣鞘膜に発生する悪性腫瘍をいう。
- エ 非喫煙者の肺がんリスクは、非石綿ばく露労働者 1.0 に対し、石綿ばく露労働者は約2倍となっている。

問5、「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業(建設業以外)」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100 名を超えていて、疾患としては、石綿肺が最も多い。
- イ 建設業の石綿ばく露は、主に(1)新築時の吹付け、切断、加工等によるもの、(2)建築物維持管理・補修等の吹付け石綿及び飛散しやすい石綿含有建材によるもの、(3)建築物改築及び解体時の石綿含有建材によるものの3種類である。
- ウ 建築物に使用されている吹付け石綿の目視による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確ではない。
- エ 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、子供が長く滞在する建築物は優先順位が最も高い。

科目 2 : 建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識 2 (配点 : 10 点)

問1、「大気汚染防止法」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 大気汚染防止法では、建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が 80 m²以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。
- イ 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物等の解体のみが対象となる。
- ウ 大気汚染防止法では、石綿含有成形板等は特定建築材料に該当する。
- エ 大気汚染防止法では、石綿含有仕上塗材は特定建築材料に該当する。

問2、「石綿含有建材調査者」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 石綿含有建材調査者は、解体・改修工事時や通常の建築物利用時において、その建築物に使用されているすべての建材を調査し、石綿の使用の有無を判定する必要がある。
- イ 石綿の含有状態の判断が困難な場合は、過去の同様の調査結果と照らし合わせて調査者の推測判断を行う。
- ウ 石綿は建築物以外に、鉄道施設、発電所、化学プラント、清掃工場及び各種の設備に併設される煙突などの工作物のほか、機械・工具の類にも多く使用されてきた。
- エ 調査対象の石綿含有建材の劣化が進んでいて、早期に何らかの対策が必要であれば、石綿含有建材調査者はその旨を所有者などに報告する。

問3、下表は、建設リサイクル法の対象建設工事と規模である。選択肢ア、イ、ウ、エは、表中の空欄①、②、③、④に該当する規模を示したものである。規模の組合せとして正しいものを一つ選び、○印で囲みなさい。

No.	対象建設工事	規模
1	建築物に係る解体工事	①
2	建築物に係る新築工事・増築工事	②
3	建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事	③
4	建築物に係る新築工事等であって、新築又は増築の工事に該当しないもの	④

- ア ①建築物の床面積の合計 80 m²以上 ②建築物の床面積の合計 500 m²以上
 ③請負代金の額 500 万円(税込)以上 ④請負代金の額 1 億円(税込)以上
- イ ①建築物の床面積の合計 100 m²以上 ②建築物の床面積の合計 500 m²以上
 ③請負代金の額 500 万円(税込)以上 ④請負代金の額 1 億円(税込)以上

- ウ ①請負代金の額 500 万円(税込)以上 ②請負代金の額 1 億円(税込)以上
③建築物の床面積の合計 80 m²以上 ④建築物の床面積の合計 500 m²以上
エ ①請負代金の額 500 万円(税込)以上 ②請負代金の額 1 億円(税込)以上
③建築物の床面積の合計 100 m²以上 ④建築物の床面積の合計 500 m²以上

問4、「リスク・コミュニケーション」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることが重要である。
イ リスク管理の6つのプロセスのうち「評価」の方法は、環境と健康のモニタリング、疫学調査、費用便益分析、関係者との議論などがある。
ウ 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う元請業者と作業者のみに影響を及ぼす。
エ 日本国内において、石綿の飛散防止に関して周辺住民等とのリスク・コミュニケーションが図られ、工事が円滑に進むことを期待し、環境省から「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションガイドライン」が2017(平成29)年に公表されている。

問5、「事前調査の具体的手順の例」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、「石綿含有」とみなすことが基本となる。
イ 事前調査は、目視調査を行わず、書面調査判定で調査を確定終了してはいけない。
ウ 目視調査においては、「石綿含有無し」とみなすこともできる。
エ 目視調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、現場の状況を優先する。

科目3：石綿含有建材の建築図面調査（配点：35点）

問1、「建築一般」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 解体・改修時の事前調査では、建築一般の知識を頭に入れておくことは見落としを防いだり、建材の代表性を誤って判断することを防止することにつながるため、非常に重要である。
- イ 建築基準法では、建物利用者の生命及び安全の確保を図るため、建築物の防火規制を定めている。
- ウ 建築基準法では、建築物の用途、規模、地域に応じて、建築物の壁や柱などの主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とすることなどが義務付けられている。
- エ 建築基準法において「梁（構造上重要ではない小梁を除く）」は、建築物の主要構造部である。

問2、「建築一般」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 建築基準法第2条5号において、「主要構造部」が建築物の防火上の観点から定められている。
- イ 建築基準法において、「1時間耐火」とは、1時間の火熱でも構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない性能をいう。
- ウ 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能が同一である。
- エ 建築基準法において、「1時間耐火」よりも「2時間耐火」の方が、より高い耐火性能を示すことになる。

問3、「建築一般」に関するア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 建築基準法で定められている「異種用途区画」とは、用途や管理形態の異なる部分を区画することで、被害の拡大を食い止めるものである。
- イ 建築基準法において、面積区画、高層区画、竪穴区画と接する外壁は、接する部分を含み30cm以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。
- ウ S造の建築物の調査で特に注意することとして、主要構造部のうち壁、柱の2点について耐火被覆の調査が必要となることが挙げられる。
- エ 不燃材料とは、鉄、コンクリート、ガラス、モルタルなどで、40分間の加熱によっても、燃焼せず、防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じなく、また避難上有害な煙やガスを生じない仕上げ材料のことである。

問4、「建築設備」に関するア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 建築基準法で定義する建築設備のうち、防火設備に「スプリンクラー」は含まれない。
- イ 建築基準法上では、建築設備について「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備または煙突、昇降機若しくは避雷針」と定義している。

- ウ 建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機にエレベーターは含まれない。
- エ 給排水設備では、ボイラー本体の断熱や配管エルボの保温に使われているが、ボイラー室の壁や天井には、吹付け石綿は使用されていない。

問5、「石綿含有建材」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 吹き付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「セメント」と水である。
- イ レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹き付け工法のみである。
- ウ 石綿含有吹き付けロックウール(湿式)は比重が大きく硬いので、吸音(遮音ではない)を目的とした吹き付け石綿には使用されていないと推測できる。
- エ 耐火被覆及び内装仕上げ(吸音・断熱・結露)に用いられる石綿含有吹き付けロックウールの半乾式吹き付けの比重は、0.3以上(耐火の場合)である。

問6、「石綿含有建材」に関するア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 石綿含有建材の最終製造年以降は、石綿無含有に全面的に切り替わっているので石綿無含有建材と判断してよい。
- イ 石綿含有吹き付けパーミキュライトが使用された目的は、吸音、断熱、結露防止、化粧仕上げであり、代表的な製品名は「アロック」「ダンコートF」である。
- ウ 1954(昭和29年)以前も石綿含有材が使用されている可能性があるので、石綿無含有と判定することは危険である。
- エ 昭和48年に起きたオイルショック以降、施工コスト低減を目的として昭和60年までにかけて建築されたRC構造集合住宅の室内の天井は直天井が多く、パーライトを骨材とした吹き付けで仕上げられていた。

問7、「石綿含有建材」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア レベル2の石綿含有建材は、各メーカーから提供されていた情報から、石綿含有建材の製造時期がわかっているが、メーカーによっては廃業などにより情報を公開していないところもあるので、最終製造年はあくまでも目安である。
- イ 石綿含有耐火被覆板は、1963年(昭和38年)ころから使用され、工場にてアモサイトなどの石綿を基材としてセメントと水とを混ぜ合わせて成形し、一定サイズのもので製造された。
- ウ 保温材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保温材」、「パーライト保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。
- エ 石綿を含有している耐火被覆材には、「耐火被覆板」と「けい酸カルシウム板第1種」の2種類がある。

問8、「石綿含有建材」に関するア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 石綿含有接着剤は、JIS 規格に適合しない製品も製造・販売されており、石綿を使用しているものがあるので注意が必要である。
- イ 石綿発泡体に使用されている石綿の種類は「クロシドライト」石綿で、石綿の含有率は10～20%と低い。
- ウ 石綿セメント管は、主に煙突や臭気抜きに使用された。
- エ 建築用仕上塗材自体は、塗膜が健全な状態では石綿が発散するおそれがないため、これを破断し、除去しても含有する石綿が飛散するおそれはない。

問9、「書面調査の実施要領」に関するア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 石綿調査の第1段階は、試料採取および分析から始まる。
- イ 目視調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、書面調査の計画を立てるために行う。
- ウ 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手するが、所有者へのヒアリングは正確性を欠くため行わない。
- エ 書面調査の一連の過程において、より多くの有用な情報が得られるよう、調査者は、建築一般、建築設備、石綿含有建材の知識を習得しておくことが重要である。

問10、「石綿含有建材」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 建築用仕上塗材で仕上げられた建物を解体する場合は、下地調整塗材および建築用仕上塗材が対象となり、コンクリートの上部までを調査対象範囲とする。
- イ 石綿含有シール材は、配管やダクトの気密性、液密性を保つためのものであり、静止した部分で使用されるものが「パッキン」、可動部などで使用されるものが「ガスケット」である。
- ウ 建築用仕上塗材で仕上げられた建物の改修(再塗装)において、塗材に亀裂や部分的はく離がない場合は、調査対象は建築用仕上塗材のみとなり、下地調整塗材の上までを調査対象範囲とする。
- エ 石綿含有仕上塗材・下地調整塗材に使用された石綿はクリソタイルが多いが、中にはアモサイトやトレモライトが使用されている場合がある。

問11、「図面の種類と読み方」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 内部仕上表からは、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所の詳細データが入手できる。

- イ 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合には、建築図面が紛失し、建築図面が入手できないことも多い。
- ウ 矩計図や矩計詳細図には、断面詳細が記載されており、建築物の納まりや寸法などを読み取ることが可能であるが、天井の裏側や梁と外壁との関係は読み取ることができない。
- エ 建築物の断面図においては、床の高さ、軒高、天井高、軒の出寸法や北側斜線制限などが記載されており、外部仕上材料が記載されていることもある。

問12、「図面の種類と読み方」に関するア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 調査に当たる際は、建築確認図などの設計図書の借用書を作成し、「建築物所有者」から借用させてもらう。
- イ 調査に当たる際は、建築確認図などの借用について、建築物所有者など関係者の許可は特に必要ない。
- ウ 建築図面などの借用時には、その使用目的と不要な部分の閲覧・複製をしない旨の説明は特に必要ない。
- エ 建築図面などを借用する場合、複製であれば、使用後は返却しなくてもよい。

問13、「石綿含有建材情報の入手方法」に関するア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 「石綿(アスベスト)含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間の情報を検索できるが、石綿の種類・含有率については検索できない。
- イ 実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」かが判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
- ウ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」は、公表されて以降、無断改変による混乱を避けるため更新されていない。
- エ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」は公認されたものであるため、データベースで検索した建材(商品)がないことを以て、石綿無しの証明となる。

問14、「書面調査結果の整理」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 書面調査結果の整理は、「1.石綿含有建材等の建材をリストアップし」、「2.動線計画を立てる」という2点を主な作業として行っていく。
- イ 必要に応じて、石綿データベース等により当該建材の特徴等を調べて、「整合性の確認表」に記入しておくことも目視調査の際に有効である。
- ウ 見落としを防ぐためには、各室・各部位ごとに記録を行うワークシートを使用することも有効である。
- エ 建築図面が全くない場合、推測で図面を作成することは認められないため、各階の概略平面図は作成する必要がない。

科目4：目視調査の実際と留意点（配点：35点）

問1、「目視調査の流れ」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 事前調査について、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性があり、再調査は正確性や依頼者からの信頼を失うものとなる。
- イ 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であり、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分についても調査が必要である。
- ウ 石綿含有建材調査者は、改修や解体工事のための事前調査や建築物などの適正な維持管理のための建築物調査を担うこととなるが、調査の手法や装備などは調査の目的によらず同じである。
- エ 大気汚染防止法では、調査結果は発注者に書面で報告することが義務付けられている。

問2、「事前準備」に関するア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、半面形面体をもつ取替え式防じんマスク(RS3又はRL3)と同等以上の性能を有するものとする。
- イ 調査対象の現場が狭隘である場合には、「手鏡」、「暗視カメラ」、また現場が暗所である場合には「投光器」などが必要となるが、調査対象の現場の状況は行ってみないとわからないので、事前に準備する必要はない。
- ウ 試料採取時には、石綿の調査であることを第三者には知られたくないので、ビジネススーツ等の平服で調査することが適切である。
- エ 事前調査は、高所であっても危険を伴う作業ではないので、墜落制止用器具を着装する必要はない。

問3、「目視調査の実施要領」に関するア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 目視調査に臨む基本姿勢として、現場はさまざまな状況があり、動線計画を事前に立てても無駄になることが多く、効率的ではない。
- イ 採取した試料の採取用密閉容器(チャック付きポリ袋)などに記載することになっている必要事項は、後からまとめて記載するのが効率的な調査方法である。
- ウ 建築物の外観を観察する際には、主要道路と建築物の位置関係や方位を確認する必要はない。
- エ 目視調査は、調査者が現地に到着し建築物を確認した時点から始まり、まず建築物の外観をじっくり観察する。

問4、「目視調査の実施要領」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 関係者へのヒアリングを行う際には、調査対象の建築物のことは石綿含有建材調査者よりヒアリング相手のほうが詳しいので、相手の話を十分に聞いて否定しないこと。
- イ 目視調査の最大の留意点は調査ミスをしないうことであり、この調査ミスの最大の要因は調査漏れである。なぜ、ここに石綿含有建材が使われているかなどの疑いの目を持つことが重要である。
- ウ 令和3年4月以降において、事前調査で書面調査が十分に行うことができれば、必ずしも、目視調査は行わなくてもよい。
- エ 解体・改修工事の事前調査では、過去の経験や建築の知識のみから類推して調査範囲を絞り込むのではなく、網羅的な調査を行うことが基本であり、見落としを防ぐために建築の知識等の修得を不断に努めることが必要である。

問5、「目視調査の実施要領」に関するア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 試料採取の注意事項として、採取する際には室内を閉め切り、石綿含有建材調査者のばく露を防止するため、換気扇を稼働させる。
- イ 安全措置が確保できていないような箇所では、無理をしないことが重要だが、何よりも調査することが第一であり、採取不能は認められない。
- ウ 目視調査まで行っても石綿の有無が不明な場合、必ず分析を行わないと石綿含有と「みなす」ことはできない。
- エ 防じんマスクのフィルターは、調査対象建築物ごとに新しいものを取り替える。

問6、「試料採取」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 書面調査及び目視調査等で、石綿含有の有無が明らかとならなかったものについては分析を行う必要がある。
- イ 採取時における他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに採取用具は洗浄するが、手袋は一日の作業終了時に洗浄して1週間程度は使い続ける。
- ウ 試料そのものに石綿が含まれているか否かが判明していない時点で、試料を採取するので、試料採取時には必ず保護具を着用すること。
- エ 試料を採取した部位からの飛散を防止するために、採取部位に粉じん飛散防止剤を噴霧する。

問7、「試料採取」に関するア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 吹付け材の場合は、最終仕上げ工程で、「モルタル」を表層に散布する場合や表面化粧する場合があることにも留意する。

- イ 平屋建ての建築物で施工範囲が3000㎡未満の場合、試料は、原則として該当吹付け材施工部位の2箇所以上、1箇所当たり10立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
- ウ 一建築物であって、耐火被覆の区画に関し、記録がなく、かつ耐火被覆の業者(吹付け業者)が不明確な場合、各階を施工範囲とする。
- エ 耐火被覆材には、「耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第2種」があり、「耐火塗り材」は含まれない。

問8、「試料採取」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 吹付け材を除く耐火被覆材は施工部位が梁、柱と明確であり、各階の梁、柱全体を施工範囲とする。
- イ 煙突用断熱材の断熱層は、全て「煙道側」にある。
- ウ 保温材には、成形保温材と不定形保温材があり、建築物の小型ボイラ等の配管に使用される保温材は「不定形の保温材」がほとんどである。
- エ 保温材の場合は、使用目的から、配管表層部の温度が高温となっている場合があり、表層部に接触している保温材の材質(石綿を含め)が変化している可能性があるため、このような箇所からの試料採取は避ける。

問9、「試料採取」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 成形板の試料採取に当たっては、「関係者以外立入禁止」の看板等を作業場入口に掲示する。
- イ 成形板の試料採取に当たっては、採取部位を養生後、飛散抑制剤等で採取箇所を湿潤化し、鋭利な道具で切り抜くように採取する。
- ウ 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、「製品名」を特定できるので、分析の必要は特にない。
- エ 採取した仕上塗材には下地調整塗材やコンクリート等が付着している場合があるので、まず、目視で試料を確認し、コンクリートが付着していないことを確認する。

問10、「目視調査の記録方法」に関するア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 目視調査の記録方法のポイントは、現場で、「①迅速・簡易に情報を記入できるもの」、「②調査・判断の流れに沿って記入しやすいもの」、「③調査箇所に漏れがないことを確認しやすいもの」が挙げられる。
- イ 現地での調査写真撮影は、報告書を作成する石綿含有建材調査者とは別の者に行わせなければならない。
- ウ 撮影に際しては、対象物は近接撮影(アップ)を行うが、特に広角撮影は行わなくてよい。
- エ 調査の記録について、調査する部屋が多いときは、調査をスムーズに終わらせるため、全部屋の調査を終了してから調査メモを作成する。

問11、「目視調査の記録方法」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 調査する部屋の天井にボードがある場合は、囲い込み工事済みと考え、飛散の可能性はない、若しくは低いと安易に判断してはならない。
- イ 「劣化なし」とは、おおむね全般的に損傷箇所や、毛羽立ちなどの劣化が進んだ様子が見受けられない状態をいい、外的な要因や経年劣化が進んでいない、普通に使用している場合を表す。
- ウ 目視調査において、「やや劣化(一部劣化状態)」と判定した場合、今後、吹付け石綿等の脱落が起こる可能性は低い。
- エ 「やや劣化」とは、全般的に表面などの劣化が進み、毛羽立ちなどが発生している状態を表す。

問12、「建材の石綿分析」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の 0.1%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
- イ 「定性分析で石綿あり」と判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が 0.1%を超えているとして扱うことはできない。
- ウ 石綿分析の流れは、建材中の石綿の含有の有無を調べるための定性分析を行い、定性分析で石綿が含有していると判定された場合は、含有率を調査するための定量分析を行う。
- エ 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定性分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定量分析方法」がある。

問13、「建材の石綿分析」に関するア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 定量分析方法1において、フィルタの秤量に用いる天秤は、読取り限界が 0.01mg 以下のものを使用する。
- イ 定量分析方法2は、位相差分散顕微鏡を用いた定量分析方法である。
- ウ 定性分析方法3は、光学顕微鏡法による定性分析方法である。
- エ 定性分析の方法として、「定性分析法1」及び「定性分析法2」の2種類のみである。

問14、「調査票の下書きと分析結果チェック」に関するア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 試料を分析機関に送付後、部屋別の目視調査個票の作成については、後日、思い出しながら作成が可能であるため、下書き程度での整理は不要である。

- イ 部屋別の目視調査個票と、部屋別の写真は別々に取りまとめる。
- ウ 分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領したら、石綿含有建材調査者は速やかにチェックを行う必要がある。
- エ 分析結果のチェックにおいて、送付した「試料採取場所」や「試料部位」と分析結果報告書の記載については確認する必要はない。

科目5：建築物石綿含有建材報告書の作成（配点：10点）

問1、「目視調査総括票の記入」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す。
- イ 建築物の概要欄における建築物の名称は、調査時点での名称を記入する。
- ウ 建築物の概要欄における建築物所在地は、「地番・家屋番号」を記入する。
- エ 建築物の概要の確認済証交付日・番号は、可能な限り年月日まで記入する。

問2、目視調査報告書における建築物の概要欄に「該当しない項目」を、次のア～エから一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 建築物用途
- イ 確認済証交付日・番号
- ウ 建築物使用者
- エ 延べ床面積

問3、「目視調査個票の記入」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 目視調査個票は部屋別の作成を基本とするが、小規模の建築物などではフロアごとの作成も可とされる。
- イ 外観の記入では、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるが、写真を撮るまでの必要はない。
- ウ 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称でもよい。
- エ 部屋ごとの記入における劣化度の判定は、石綿含有建材調査者の技術として重要であり、維持管理調査の場合においては、必須の記入項目であり、十分な知識と経験、正確性と公平性、普遍性が求められていることに留意する。

問4、「目視調査個票の作成」に関するア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、○印で囲みなさい。

- ア 建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、未調査範囲として再調査することが出来ない。
- イ 調査者の不注意によって入室しなかった部屋は、建築物所有者の了解を得れば「石綿無し」として扱ってもよい。
- ウ 建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、建築物所有者の了解を得れば「石綿無し」として扱ってもよい。

エ 調査者の不注意によって入室しなかった部屋と建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、目視していないという結果は同じであっても、石綿調査の意義としては同じではない。

問5、「所有者等、地方公共団体等への報告」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選び、○印で囲みなさい。

ア 建築物の所有者等へ調査報告書には、目視調査総括票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれるが、目視調査個票は省略することができる。

イ 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。

ウ 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスク・コミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、建築物の所有者等の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。

エ 地方公共団体に対して調査結果を報告し、報告を受けた地方公共団体は、あらかじめ整備した石綿台帳に調査結果を入力することとなる。